



浴槽水の水質基準に レジオネラ属菌が追加されました



郡山市旅館業法施行細則及び郡山市公衆浴場法施行細則の一部改正を行いました。

改正の概要



浴槽水の水質基準に「**レジオネラ属菌**」を追加

改正前

項目	基準
濁度	5度以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量：8mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量：25mg/L以下
大腸菌群	1個/mL以下



改正後

項目	基準
濁度	5度以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量：8mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量：25mg/L以下
大腸菌群	1個/mL以下
レジオネラ属菌	検出されないこと (100mL中に10CFU未満)



浴槽水の水質基準の**検査回数**の変更

改正前

1年に1回以上



改正後

毎日換水している浴槽水：1年に1回以上 連日使用している浴槽水：1年に2回以上 (塩素消毒以外：1年に4回以上)

※なお、旅館業の許可施設のうち、客室に附属する浴室等で使用する都度完全に換水する浴槽は除く